

通貨ユーロ信認の仕組み(6) — 財政統合に向けた動き③

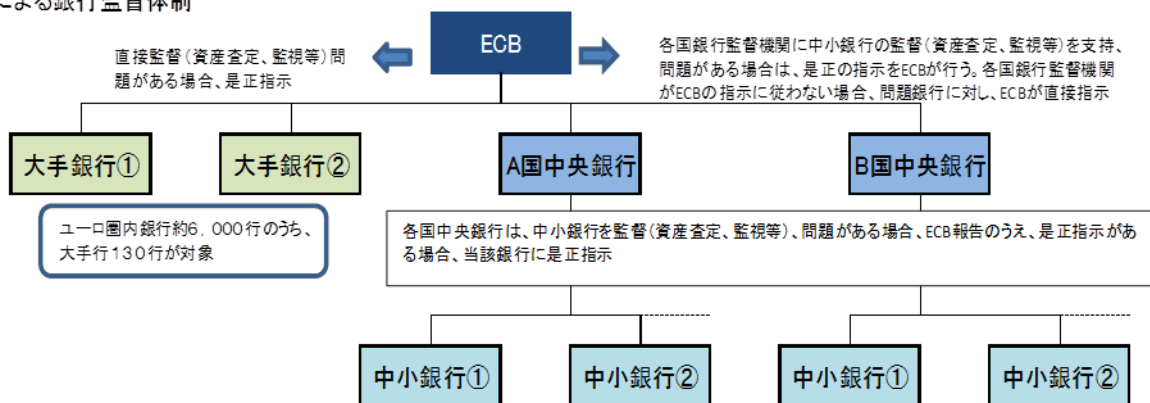
■ 銀行同盟

欧州理事会議長は、2012年6月29日のEU首脳会議において「真の経済通貨同盟(EMU)に向けて」という提案を行いました。銀行同盟は、「1. 統合された金融枠組み」に位置付けられ、①単一監督制度(The Single Supervisory Mechanism: SSM)、②単一破綻処理制度(The Single Resolution Mechanism: SRM)、③共通した預金保護システム(a common system of deposit protection)の3つの柱から成り立っています。

■ 単一監督制度(Single Supervisory Mechanism : SSM)

SSMは、ECBがユーロ圏内のすべての銀行の監督に責任を持つ「銀行監督一元化」の仕組みです。SSMには、ユーロ圏以外のEU加盟国の参加も可能であり、SSM導入により、ECBは、ユーロ圏にある約6,000の銀行の監督業務に責任を有することとなりました。但し、実際には、大手行130行を直接監督し、それ以外の中小銀行を各国の銀行監督機関(中央銀行や金融監督省庁)が監督することとなります。

SSMによる銀行監督体制



■ 破綻処理制度(SRM)

SRMは、SSMの監督下にある銀行が経営危機に陥った場合、その破綻処理が納税者や実体経済に影響を与えないように効率的に実施される枠組みです。欧州委員会は、2012年6月に銀行再建・破綻処理に関する指令(The Directive on Bank Recovery and Resolution: BRRD)を提案し、各国レベルでの銀行再建の方法、株主、債権者への損失負担のルールを決定し、2015年1月に施行されることとなっています。BRRDが、各国レベルでの破綻処理手続きであることから、ユーロ圏の規制としてEU首脳会議においてSRM設立の合意もなされ、2014年8月にSRMの組織としてSRM理事会と単一破綻処理ファンド設立され、EU一帯での破綻処理が行われることとなりました。

豆知識 世界で一番厳しい銀行規制

- 国際的に活動する銀行は、1988年以降スイスのバーゼルに本拠地を置くバーゼル銀行監督委員会による自己資本比率や流動性に関する規制を受けています。
- 欧州は、2011年以降、基本的に大手行、中小銀行とも(域内約7,000行)にバーゼル規制に準拠したCapital Requirement Directive(CRD)を導入しています。2010年に合意され、2014年から段階的に導入されているバーゼルⅢの規則も、いち早く2011年にCRDⅣという形で、欧州内で提案され、2013年に議会承認を経て2014年1月に導入されました。
- また、金融安定化委員会(FSB)により2014年11月に国際的に重要な巨大金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions: G-sifis)に対し提案されている破綻処理のための総損失吸収能力(TLAC)の考えも、その原点となる規則を、BRRDの指令にて2015年1月から先行して施行することとなっています。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うことになります。

本書は、金融商品（有価証券を含みますが、これに限られません）の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和24年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。